

令和3年度 配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業

配偶者暴力加害者プログラム 試行のための留意事項

令和4年5月

内閣府男女共同参画局

目次

i.	試行のための留意事項策定の背景と目的	1
ii.	試行のための留意事項の性格	2
iii.	用語の定義	3
1	日本におけるDV加害者プログラムの位置付け	4
(1)	加害者プログラムの目的	4
(2)	加害者プログラムが対象とする者	4
(3)	現行法制度のもとでの加害者プログラムを実施する際の留意事項	5
2	DV加害者プログラム実施のための多機関連携	6
(1)	加害者プログラム実施における多機関連携の目的	6
(2)	加害者プログラム実施体制モデル	7
(3)	関係機関の役割	13
3	DV加害者プログラム実施団体のあるべき姿	14
(1)	実施団体の責務	14
(2)	備えるべき人員体制と役割	15
(3)	資質の担保と維持	16
4	DV加害者プログラムの運営	17
(1)	加害者プログラムの内容	17
(2)	受講条件	17
(3)	加害者・被害者へのインテーク面談とプログラム説明	18
(4)	参加費	18
(5)	プログラム実施期間中の被害者支援	19
(6)	プログラムの中断・中止	19
(7)	効果測定	22

i. 試行のための留意事項策定の背景と目的

● 背景

内閣府では「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として平成 14 年度から調査研究を行い、平成 16 年度には地方公共団体の協力を得て、試行実施を含む調査研究を行った。

平成 17 年度報告書では、加害者プログラムの実施への国の関与について、復縁を迫る口実にするためや、調停や裁判における心証を良くするためにプログラムを利用しようとする加害者がいること、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていないこと等を理由に、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的な関与を行うことは、現時点においてはその条件が整っていないと言わざるを得ない。」と示された。

その後、海外での加害者への取組を参考とした民間団体における加害者に対する取組が進展するとともに、被害者が逃げないで済むための方策に関するニーズへの対応が必要だという認識が高まったことが、平成 28 年の内閣府「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」で示されている。

平成 28 年の内閣府「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」では、被害者支援団体へのヒアリング調査をもとに「加害者プログラムを被害者支援のための一つのツールとして捉え、包括的な視点で検討することが必要」と結論付けられた。報告書の中では、「現行の被害者支援体制においては、加害者の元を離れざるを得ない状況に追い込まれた被害者を対象とする支援が中心となっており、加害者の元を離れることが難しい状況にあるか、被害を受けた側が逃げるのではなく、加害者が行動を変えることによって暴力がない生活を実現したいと考える被害者に対しては、具体的な支援策がなく、被害が深刻になるまで暴力に耐えざるを得ない状況に置かれているのが現状」という課題や、「暴力の危険度によっては、加害者プログラムが存在することにより、加害者と同居している被害者の安全・安全の確保を図ることが可能な場合もある」との考え方が示されている。

さらに平成 30 年から令和元年にかけて起きた児童虐待死亡事例においては、虐待のほう助や保護責任者遺棄致死の罪に問われた母が DV の被害を受けていたことが明らかにされた。虐待対応の観点からも DV 加害者への働きかけの重要性への注目が高まった。警察から児童相談所への通告件数が増加する等「面前 DV」の問題が顕在化する現状において、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全・安心の確保にむけて、DV・児童虐待の加害者を対象としたプログラム等の実施検討の必要が指摘された。

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 26 日法律第 46 号）の附則において、「政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者

からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（附則第8条第2項）と規定された。

顕在化した被害者ニーズも踏まえ、令和元年度より再び内閣府は調査研究を開始し、令和2年度には1か所（広島県）、令和3年度には3箇所（熊本県、長崎県、広島県）での試行実施を行った。令和2年度内閣府「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業」では、DV事案における一連の被害者支援・加害者対応の中で、ケースワーク的視点を持って加害者プログラムを被害者支援の一手段として活用することの重要性が提言された。

本書は、以上の経過を踏まえて検討・策定されたものである。

● 目的

本書は以下2点を目的としている。

1. 地方公共団体がDV被害者支援施策の一環として、加害者プログラムを実施するに当たり、望ましい取組内容を示すこと
2. 国が責任を持ち加害者対応を進めるに当たり必要な情報を得るため、地方公共団体において試行実施を行う際に参考とすべき内容を示すこと

ii. 試行のための留意事項の性格

本書は、令和3年度時点における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の制度を前提としている。令和2年度・3年度において複数のモデル地方公共団体で実施した加害者プログラムの試行実施結果を検討材料とし、有識者による協議を重ね、本書（「試行のための留意事項」）を作成した。令和4年度に再度試行実施を行うことでさらに内容を精査し、本格実施のための留意事項（仮称）が完成する予定である。

現状、加害者プログラムについては受講命令制度がないことをはじめとする様々な課題が指摘されている。今後、被害者支援のための加害者対応の1つの手段としてDV加害者プログラムをより有効に活用するためには、引き続き国として必要な施策の検討を行う必要がある。

iii. 用語の定義

以下の用語について、本書においては次のとおり定義する。（五十音順）

No.	用語	定義
1	インテーク面談	プログラム参加者（加害者）やそのパートナー（被害者）に対して、プログラム開始前に行う面談。通常1回～3回程度行なう。プログラム参加の背景や加害者の暴力の状況、薬物使用や飲酒の問題、生活の様子等を聞き取り、プログラム参加の可否判断や、プログラムの中での関わり方の参考とする。
2	コ・ファシリテーター	ファシリテーターと共にプログラムを進行する担当者。
3	パートナー	DV 加害者の配偶者（事実婚を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手。
4	パートナーコンタクト担当者	プログラム実施団体における、プログラム参加者（加害者）のパートナーである被害者との連絡担当者。
5	ファシリテーター	プログラム進行の担当者。
6	リスクアセスメント	危険度判定。ある指標に基づき加害者の暴力が一定期間内に起こるリスクやその程度について判断すること。リスクアセスメント結果の活用例として、加害者への介入計画や被害者の安全計画を立てる際の資料とすること等が考えられる。
7	リファー	DV 加害者・被害者・子どもの支援ニーズを見極め、必要な支援を実施することができる機関・担当者に加害者・被害者・子どもをつなぐこと。

1 日本における DV 加害者プログラムの位置付け

(1) 加害者プログラムの目的

DV 対応においては、相談から自立支援に至るまでの切れ目のない被害者支援と並行して、体系的な加害者対応が必要となる。現行の法制度では、DV 加害者に強制して加害者プログラムを受講させることはできない。

本書における加害者プログラムは、被害者支援の一環として、加害者プログラムに参加する動機付けのある加害者に働きかけることで、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぎ、加害者プログラムを通して DV のない社会を実現することが狙いとなる。具体的には、暴力のないパートナーシップを実現すること等が挙げられる。

加害者プログラムの目的は、大きく以下の 3 点といえる。

1. 被害者の安全を確実なものにすること
2. 加害者が自身の加害責任を自覚すること
3. 加害者の認知・行動変容を起こすこと

ただし、上記 3 点はあくまで加害者プログラムが目指す到達目標であり、プログラムへの参加が必ずしも目的達成を保証するものではないことを、プログラムに参加する加害者及びそのパートナーである被害者に十分に説明をする必要がある。

(2) 加害者プログラムが対象とする者

プログラムが対象とする加害者は、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手に対し暴力行為を行った者で、自らが変わることに對する動機付けを持つ者とする。被害者との同居を継続している加害者についても、プログラム対象から排除しない。

(3) 現行法制度の下での加害者プログラムを実施する際の留意事項

① 任意参加を前提とすることによる対象者の範囲の限定

現在、加害者プログラムの受講命令制度はなく、加害者本人の希望に基づく任意参加の方式をとる。任意参加を前提とする中、被害者からの暴力に関する指摘や、離婚・別居に至る危機意識をもとに参加を希望する者は多い。このように、プログラム参加の動機付けが高い加害者は、それが外的要因によるものであれ、自身の暴力行為についてある程度の認識を有するといえる。

一方、任意参加方式では、被害者が加害者の強い心理的・物理的抑圧下にあって助けを求められない場合や、加害者に自身の暴力行為についての認識が全くなく再暴力のリスクが高い場合等については、プログラム参加が期待できない。

② 加害者に利用されるリスク

加害者プログラムは、場合によっては被害者にとって危険なものになり得ることについて十分留意する必要がある。DV 事案においては、多くの場合加害者が暴力によって被害者を支配し、自己への従属を強いる構造にある。加害者がプログラムを受講しているという事実をもって、被害者に対して加害者が更生をしたという錯覚を与えて別居や離婚を回避し、支配関係を継続させるリスクがあることは認識しなければならない。そのため、加害者プログラムが被害者の不利益につながらないような条件を付けることも考えられる。例として、調停中の者は被害者コンタクトに同意することを参加条件にすることや、加害者と被害者が係争中の場合、結果が確定するまではプログラム参加を認めないことがある等の方策を講じることも考えられる。

③ 加害者が被害者と同居している状態でプログラムに参加する場合のリスク

加害者が被害者と同居状態を継続しながらプログラムに参加することは、一定の危険を伴う。加害者が被害者に身体的暴力をふるうような状態にある場合、緊急時における安全の確保及び一時保護等（以下「一時保護等」という。）を行い加害者と被害者を分離する必要があると想定される。被害者と同居中にプログラムへ参加する場合には、加害者の暴力の様子と被害者の安全確保には一層の注意を払い、必要に応じてプログラムの中止や一時保護等を行う。

また、被害者がプログラムの効果に過度な期待を抱かないよう、プログラムへの参加が必ずしも脱暴力の達成を保証するものではないことについて、加害者・被害者の双方にプログラム開始前に説明をする必要がある。同時に、被害者の身に万が一危険が及んだ場合、迅速に安全を確保するための体制を整備し、被害者にも緊急時の対応について事前に説明することが求められる。

2 DV 加害者プログラム実施のための多機関連携

(1) 加害者プログラム実施における多機関連携の目的

本書における「多機関連携」とは、DV 被害者支援と同様に、複数の関係機関・団体（P.13 の関係機関の役割の表を参照のこと）が連携・協力しあって進めることが重要であるとの考え方の下で実施するものであり、その目的は以下のとおりである。

① 加害者をプログラムへつなぎ、脱暴力の機会を提供すること

DV 被害者支援・加害者対応に携わる関係機関が地域のプログラム実施団体を認知し、加害者プログラムの提案を DV 事案対応における 1 つの選択肢として持つことは、加害者への脱暴力の機会提供に寄与する。

プログラムにつながるルートを加害者本人からプログラム実施団体への参加応募によるものにとどめず、関係機関からのプログラム紹介によるルートを確立することでプログラムの入り口が拡充される。また、関係機関が加害者にプログラムへの参加を提案し、働きかける場合には、加害者本人が直接実施団体へ申し込む場合と比べ、より暴力についての自覚が薄い加害者もプログラムにつながる可能性が生まれると想定される。

② 関係機関による相互理解促進により、支援ニーズに応じたリファーを可能にすること

関係機関が交流し、DV 被害者支援・加害者対応についての活動内容を共有することで、互いの専門性についての理解が深まる。業務の中で「自身が所属する機関では対応が困難だが、おそらく他機関であればこういった対応が可能だろう」という発想を持ち、より適切な支援機関に加害者・被害者・子どもをリファーし、複数の関係機関で支援を進めることができる。

③ 被害者の安全確認と、緊急時の迅速な対応をすること

プログラム実施期間中、被害者であるパートナーの安全が守られているかを確認し、万が一危険が生じた場合には即座に対応できる体制を整えることが多機関連携の重要な目的となる。多機関連携の一例に、加害者対応、被害者支援それぞれに担当者が付き互いに情報共有を行うこと、警察がプログラム参加者（加害者）とパートナー（被害者）の氏名や連絡先を把握すること等がある。これによりプログラム参加中に加害者が被害者やその子どもに暴力をふるった場合、プログラムへの参加中止、被害者とその子どもの一時保護等、検挙措置等必要な対応を判断することができる。

(2) 加害者プログラム実施体制モデル

① 加害者プログラムの実施方法

地方公共団体が加害者プログラムに取り組む際、「プログラム実施団体への委託」「プログラム実施団体への助成金又は補助金の支給」「地方公共団体自らによるプログラムの実施」のいずれかの実施方法が考えられる。

また、地方公共団体が認知した実施団体のプログラムに加害者が参加する際に参加費を補助することや、地方公共団体の DV 対策連絡協議会等の会議体のメンバーに実施団体を加える、関係機関に実施団体を周知することで加害者をプログラムにつなぎやすくすることも考えられる。各実施方法について想定される利点と課題は、以下のとおり。

実施方法	利点	課題
プログラム実施団体への委託	<ul style="list-style-type: none"> プログラム実施団体の委託基準を定めることで、加害者プログラムの質を保つことができる 地方公共団体が定める情報共有ルールや人員体制の整備を実施団体に求めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 事業予算の確保 近隣地域で活動するプログラム実施団体を見つける必要がある 地方公共団体担当職員がプログラムについて理解し、委託基準を作成する必要がある
プログラム実施団体への助成金・補助金の支給	<ul style="list-style-type: none"> 助成金・補助金の支給対象とするプログラム実施団体の基準を定めることで、加害者プログラムの質を保つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 助成金・補助金の財源確保 近隣地域で活動するプログラム実施団体を見つける必要がある
地方公共団体自らによるプログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体において、加害者や被害者に関する情報を一次的に把握することができる 	<ul style="list-style-type: none"> プログラム実施担当者となる職員の配置が必要となる 地方公共団体職員がプログラムを実施するために必要な知識やスキルを習得し更新する研修が必要である

② プログラム開始前に地方公共団体が準備すべきこと

プログラム実施に当たり、地方公共団体は以下のような準備をする必要がある。なお、この準備については地方公共団体が実施団体へ委託をする場合の例を記している。#7の関係者会議への参加機関は P.13(3)関係機関の役割の表を参照して検討されたい。

#	準備内容（例）
1	加害者プログラム事業を実施する担当課の確認・決定
2	実施方法の決定
3	実施計画の策定
4	多機関連携の体制づくり
5	実施団体候補の選定
6	実施団体の決定と契約締結
7	関係者会議
8	プログラム実施について市民へ周知・参加者募集

③ 情報取得・共有

プログラム実施に当たり、以下の情報について取得・共有することが望ましい。加害者、被害者の全ての情報は、それぞれ本人同意のもとで取得する必要がある。また、取得した情報を共有することについても、本人の同意を書面等で取ることが前提となる。

取得が必須である情報種別に「◎」、取得が任意である情報種別に「○」を付けている。

情報種別	情報取得者 ¹	情報取得元	情報共有範囲
◎プログラム参加者（加害者）氏名・連絡先	プログラム実施団体	加害者本人	・地方公共団体 DV 担当課 ・警察
◎加害者基礎情報 ・年齢 ・プログラム参加経緯 ・パートナー（被害者）との同居 or 別居 ・子どもの有無と同居 or 別居	プログラム実施団体	加害者本人	・地方公共団体 DV 担当課
○加害者詳細情報 ・暴力の状況 ・通院歴 ・依存症の有無 等	プログラム実施団体	加害者本人	-
○加害者の診療情報	プログラム実施団体	主治医（加害者本人の了承を前提とする）	-
○パートナー（被害者）氏名・連絡先	プログラム実施団体 配偶者暴力相談支援センター 被害者支援機関	被害者本人	・地方公共団体 DV 担当課 ・警察 ・配偶者暴力相談支援センター ・被害者支援機関 ・プログラム実施団体
○パートナー（被害者）の状況 ・加害者がプログラムを受講することに対する被害者の意見 ・現在、被害者に関わっている関係機関とその担当者氏名	プログラム実施団体 配偶者暴力相談支援センター 被害者支援機関	被害者本人	・地方公共団体 DV 担当課 ・配偶者暴力相談支援センター ・被害者支援機関 ・プログラム実施団体

¹ ①加害者プログラムに関する取組の実施方法が、「地方公共団体自らがプログラムを実施」である場合には、情報取得者は全て地方公共団体 DV 担当課となる。

④ 緊急対応の仕組み

・ プログラム開始前にするべき準備

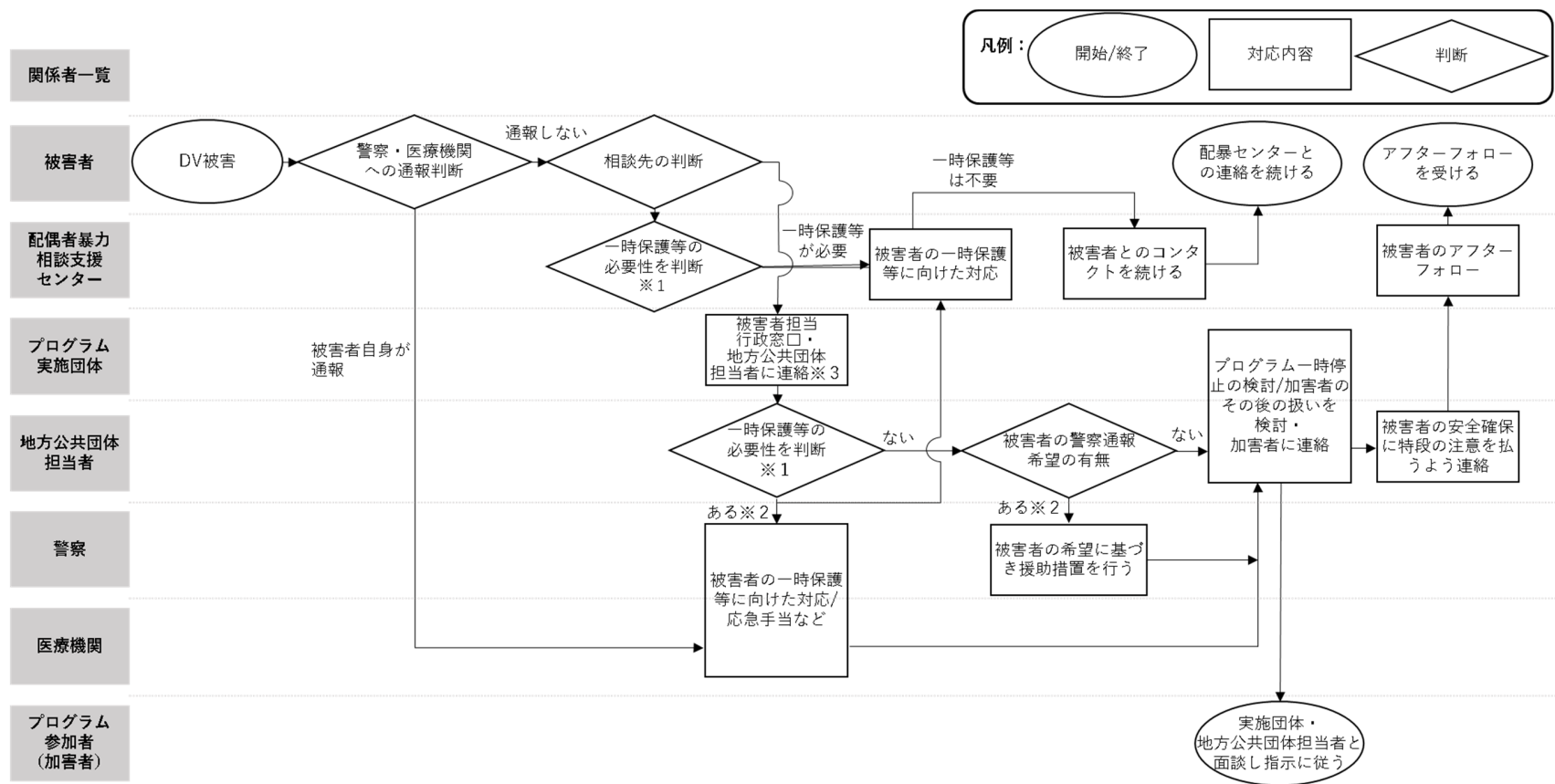
#	担当機関	準備内容
1	地方公共団体担当課	地域に則した関係機関（実施団体含む）対応マニュアルを策定
2		パートナー（被害者）に配布する被害相談受付窓口一覧を作成
3		加害者/被害者本人の同意を得られる場合、警察、配偶者暴力相談支援センターにプログラムの実施期間と参加者（加害者）・そのパートナー（被害者）の氏名・連絡先を共有
4		プログラム実施期間中の各機関の役割について、関係機関と書面で合意する
5		各地域の男女平等審議会等に諮り、地域住民との合意形成を図る
6	プログラム実施団体	地方公共団体が作成した被害相談受付窓口一覧をパートナー（被害者）に配布し、プログラム参加者（加害者）による暴力が発生した際には通報・相談をするよう依頼
7		加害者/被害者本人の同意を得られる場合、パートナー（被害者）の氏名と連絡先を確認し、プログラム参加者（加害者）の氏名・連絡先と合わせて地方公共団体に共有
8		<p>プログラム参加者（加害者）から以下について同意を得る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナー（被害者）への暴力が発生した場合には地方公共団体や警察に報告すること ・パートナー（被害者）への暴力が発生した場合にはパートナーコンタクト担当者からパートナー（被害者）に連絡を取ること ・加害者プログラム参加中に知り得た、他の参加者が話した自身の暴力や家族等に関する情報を口外しないこと <p>※より詳細な参加者同意事項については4章(6)の誓約書例を参照</p>
9	配偶者暴力相談支援センター	必要に応じてパートナー（被害者）のインテーク面談に同席し、パートナー（被害者）との面識を持つことで、相談しやすい関係を築く
10		プログラムの内容についての被害者からの要望等については、対応できないため、プログラムの内容に関して連絡できる部署を伝える
11	警察	加害者/被害者本人の同意のもとで地方公共団体から共有されたプログラム参加者（加害者）、パートナー（被害者）の氏名・連絡先を確認し、必要に応じて110番通報登録を行う等して通報等があった場合に備える

・ プログラム実施期間中の対応

プログラム実施期間中の対応を3分類で整理した。ただし、CASE 1～3のフローは地方公共団体が実施団体へ委託をする場合を想定して記載した一つの案であり、地方公共団体の加害者プログラム事業への関与の仕方によっては一時保護等の必要性を判断する主体等が変わる可能性があることに留意されたい。

CASE 1：被害者からの連絡による暴力の発見

加害者から危害を加えられた、または危害を加えるといって脅されたと被害者が連絡する場合の対応フロー例



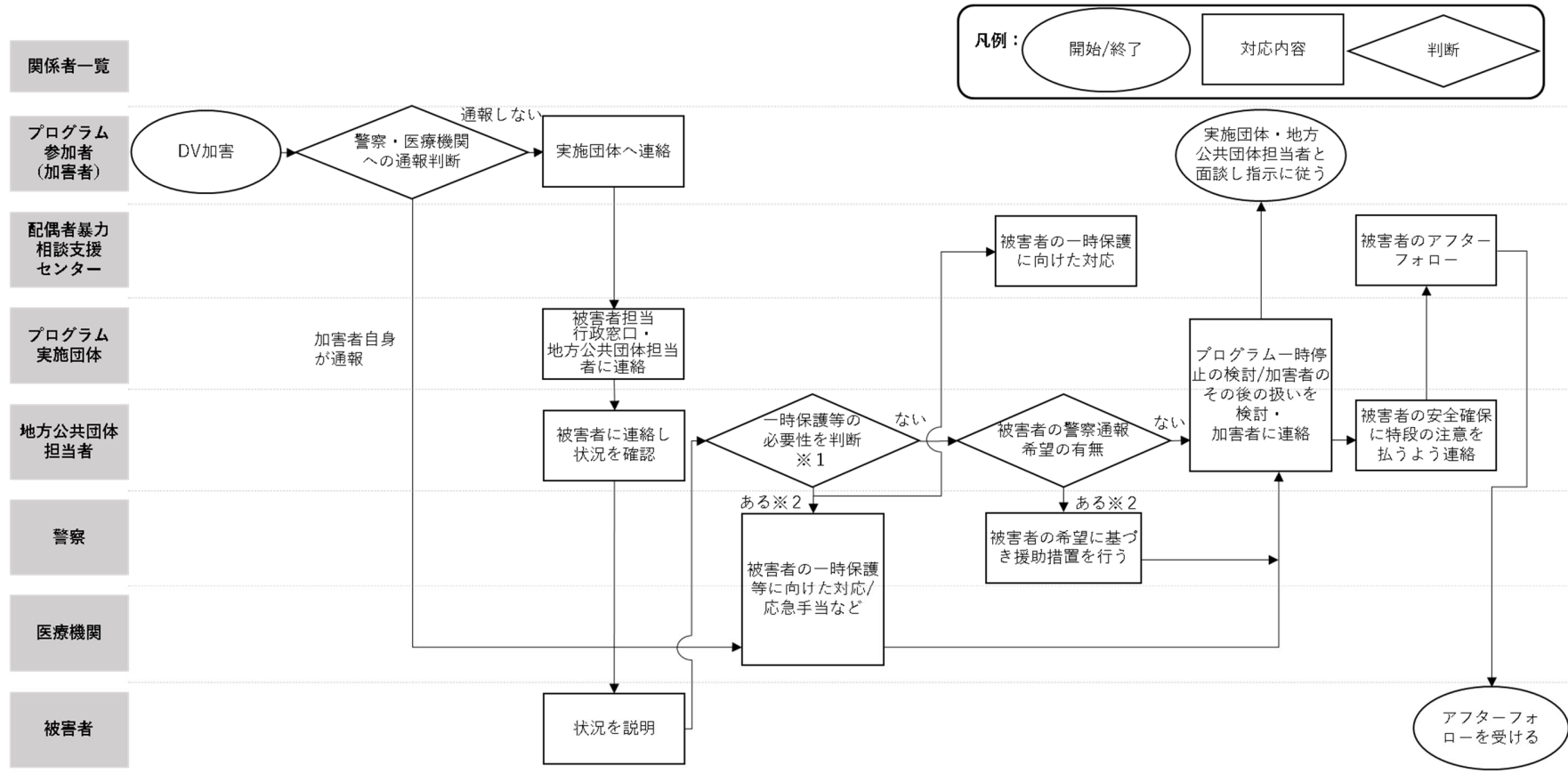
※1：被害者本人の希望を尊重しながら危険性を鑑みて判断する。

※2：警察や医療機関に通報した段階で被害者に通報した旨を連絡する。なお、刑法239条第2項に該当する場合には希望の有無に関わらず警察へ通報する。

※3：実施団体は被害者から連絡を受けた場合、すぐに配偶者暴力相談支援センターにも連絡する。

CASE 2 : 加害者からの連絡による暴力の発見

被害者に危害を加えた、または危害を加えると言って脅したと、加害者が連絡する場合の対応フロー例

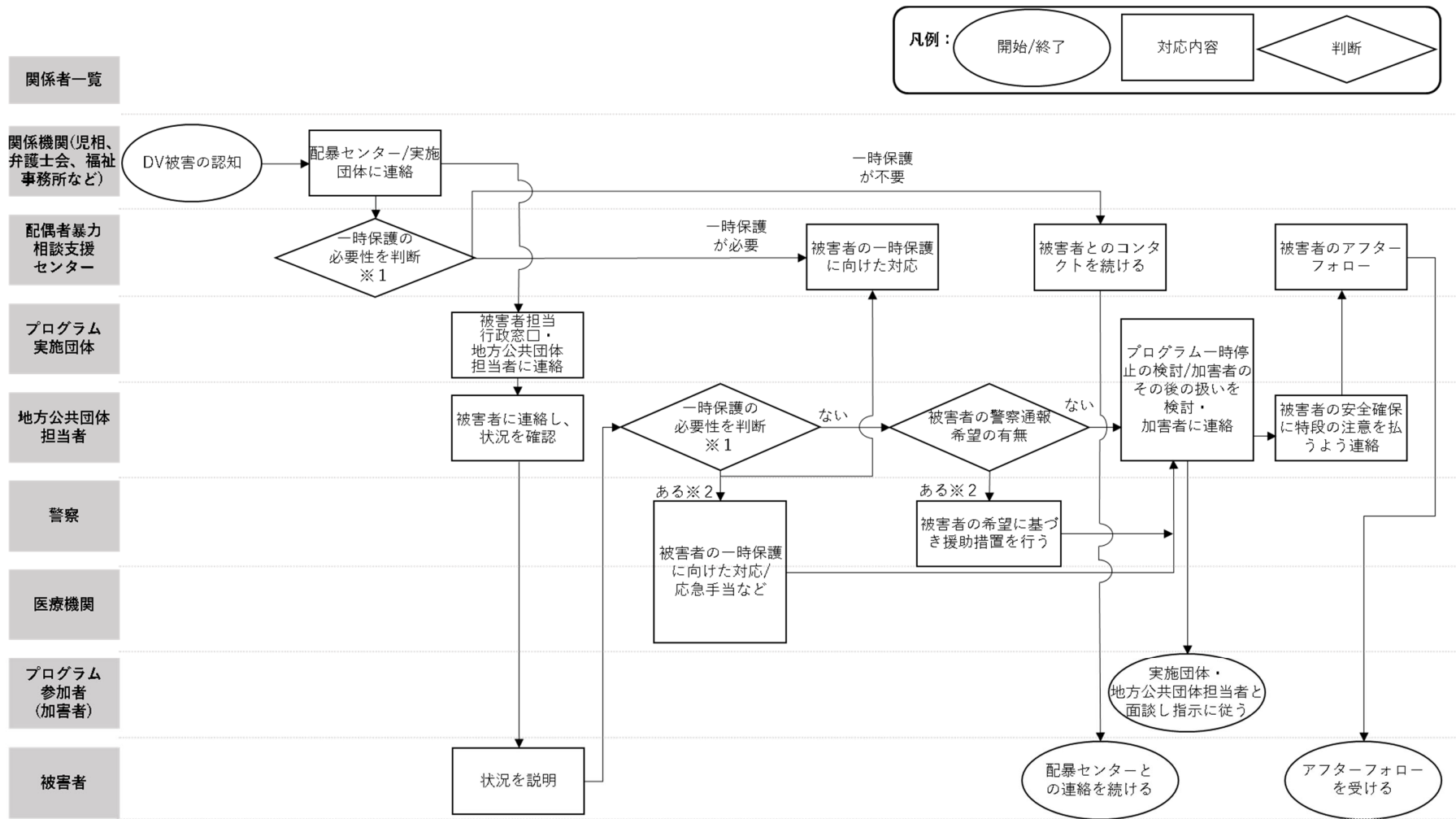


※1：被害者本人の希望を尊重しながら危険性を鑑みて判断する。

※2：警察や医療機関に通報した段階で被害者に通報した旨を連絡する。なお、刑法 239 条第 2 項に該当する場合には希望の有無に関わらず警察へ通報する。

CASE 3 : 関係機関からの連絡による暴力の発見

DV被害を認知したと、関係機関が連絡する場合の対応フロー例



※1: 被害者本人の希望を尊重しながら危険性を鑑みて判断する。

※2: 警察や医療機関に通報した段階で被害者に通報した旨を連絡する。なお、刑法 239 条第 2 項に該当する場合には希望の有無に関わらず警察へ通報する。

(3) 関係機関の役割

関係機関の役割は、主に「プログラムの紹介」「プログラム参加者（加害者）対応」「パートナー（被害者）支援」の3つに区分される。各関係機関が果たす役割は以下の通りと想定される。ただし、地方公共団体 DV 担当課については事業への関与方法によって役割が変わる可能性がある。以下の表は2章(2) 加害者プログラム実施体制モデルに記したうち、「プログラム実施団体への委託」を想定して記載している。

【凡例：○…対応する、△…場合により対応する、—…対応しない】

機関名	プログラムの紹介	プログラム参加者（加害者）対応	パートナー（被害者）支援
地方公共団体 DV 担当課	地方公共団体の相談窓口につながる・来所する被害者の希望に応じてプログラムを紹介	加害者対応担当機関との連絡調整を行う	被害者支援機関との連絡調整を行う
加害者プログラム実施団体	地域での講演等を通じたプログラムの周知や、HP を通じた申し込み受付をする	インテーク面談を踏まえ、参加可能と判断された加害者にプログラムを提供する	パートナーコンタクト担当者を設置する場合、担当者は被害者が適切な支援機関とつながるように案内する
被害者支援団体	加害者から避難することができない被害者からの相談があった場合、プログラムを紹介	加害者対応と被害者支援の担当者を分けるため、原則加害者には連絡を取らない	つながりを持つ被害者とはプログラム実施中も支援を継続する
配偶者暴力相談支援センター	相談窓口につながる・来所する被害者の希望に応じてプログラムを紹介	加害者対応と被害者支援の担当者を分けるため、原則加害者には連絡を取らない	被害者の相談窓口を担う。可能であれば定期的なアウトリーチ支援を行う
児童相談所	相談、調査の過程等で DV の可能性を把握した場合、プログラムを紹介	ケースワークの中で加害親への保護者指導を行う	子どもへの心理的虐待（面前 DV）等、ケースによって対応
警察	DV 事案への対応時に、加害者や被害者の様子・要望に応じてプログラムを紹介	加害者の暴力再発時等、通報を受けて所要の対応を行う	被害者に危険が生じた際、通報を受けて対応（一時的な保護等）
医療機関	加害者・被害者を診療する中で DV の可能性を把握した場合、プログラムを紹介	加害者が通院している場合、プログラム実施期間中も継続的に関与	被害者が通院している場合、プログラム実施期間中も継続的に支援
弁護士	離婚調停等で関わる加害者へプログラムを紹介	加害者の代理人や弁護人である場合、プログラム実施期間中も継続的に関与	被害者の弁護人である場合、プログラム実施期間中も継続的に支援
福祉事務所（市町村）	相談窓口につながる・来所する加害者・被害者の希望に応じてプログラムを紹介	加害者が生活保護を受給している場合等には、福祉事務所が関与することがある	相談窓口につながる・来所する被害者からの相談に対応
保健所・保健センター	相談窓口につながる・来所する加害者・被害者の希望に応じてプログラムを紹介	家庭の状況を確認・アセスメント。児童がいたり高齢当事者であったりする場合、自宅訪問／（アルコール依存やうつ等が見られる場合）必要に応じて医療機関へ接続	相談窓口につながる・来所する被害者からの相談に対応

3 DV 加害者プログラム実施団体のあるべき姿

(1) 実施団体の責務

実施団体は、プログラムを実施するに当たり、以下の責務を有する。

(加害者対応について)

1. 加害者が自らの暴力行為を認め、その行為の責任を取り、自らの力で自己変革することを促進するための働きかけを行うこと。
2. 同一地域で被害者を支援している団体と協力関係を確立し、これを維持すること。
3. プログラムの受講が終わったこと自体が、加害者が暴力を振るわなくなったことを意味するものではないことについて、周知徹底を図ること。
4. グループの進行役や、被害者の支援を行う支援員等の職員に対し、業務を始める前に加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項について研修し、その後も研修や第三者の専門家による指導等の機会を提供すること。
5. 加害者から、個人情報の取扱いに関する同意を得ること。

(被害者支援について)

6. DV 被害者支援についてよく理解すること。
7. 被害者の心身の安全を確保するために必要な情報提供や支援機関の紹介を行うこと。
8. 被害者に、プログラムの持つ限界や、予測される危険について説明すること。

(関係機関との連携について)

9. プログラムの目的、内容等について、関係機関の理解と協力を得ること。
10. 多機関連携の一翼を担う存在として、地方公共団体・関係機関へ加害者及び被害者の情報を提供すること（原則本人同意のもと）。また、他機関から得た情報を加害者対応に活かすこと。
11. プログラムが被害者の安全を脅かし、加害者が自らの暴力の責任を回避することを容認する内容になっていないか、関係機関と定期的に連携・協力し、実施状況及び効果の評価を行い、その結果に基づき必要に応じて改善すること。

(2) 備えるべき人員体制と役割

プログラム実施団体は、以下のような人員体制を整えることが望ましい。プログラム実施団体のメンバーは並行して本業を持つことが多いため、目安人数より多くのスタッフを備え、シフト形式で対応することが現実的である。

また、実施団体の中にパートナーコンタクト担当者を置く場合には、加害者コンタクト担当者との役割分担を明確にし、加害者・被害者に関する情報を他方に伝えないよう徹底する必要がある。なお、パートナーコンタクト担当者は被害者支援の中心人物となるのではなく、被害者が適切な支援機関とつながるように案内することが望ましい。

役職	役割	目安人数	備考
ファシリテーター	・プログラムの進行	2～3名	-
コ・ファシリテーター	・ファシリテーターを補完する形でプログラムを進行	1～2名	-
書記	・プログラムの議事録作成 ・プログラム中の参加者（加害者）の発言、様子等を記録	1～2名	-
加害者コンタクト担当者	・プログラム実施期間中に参加者（加害者）から連絡を受ける窓口となる	1～2名	・ファシリテーターやコ・ファシリテーターが参加者（加害者）へのコンタクト担当者を兼ねてよい ・実施団体内にパートナーコンタクト担当者を置く場合、当該担当者から得た被害者の情報は被害者同意がない限り加害者に漏洩してはならない
パートナーコンタクト担当者 (被害者支援団体や配暴センターが担当者にならない場合)	・パートナー（被害者）のインタビュー面談実施 ・プログラム参加者（加害者）の暴力が発生した際のパートナーからの連絡窓口を担う ・被害者から相談があった場合、被害者の身の危険を検知した場合は地方公共団体に情報を共有する ・被害者が支援機関とつながりを持つための案内をする	1～2名	・パートナーコンタクト担当者は加害者対応をせず、あくまでパートナーからの相談窓口を専任する必要がある ・被害者から相談を受けた場合、プログラム参加者（加害者）へは直接接せず、別の者が対応する ・被害者から得た情報は、被害者同意がない限り加害者に漏洩してはならない ・緊急に安全上必要な場合を除き、プログラムの中で参加者（加害者）が話した内容をパートナー（被害者）に伝えない
事務	・実施団体の会計管理や会場の予約	1～2名	-

(3) 資質の担保と維持

プログラム実施団体のメンバーは、プログラム提供者として必要な知見・スキルを有し、それを維持することが必要となる。実施団体は地方公共団体が定める情報共有ルールを遵守し、参加者（加害者）・パートナー（被害者）について知り得た氏名や連絡先等の情報を本人同意のもと、地方公共団体や関係機関に迅速に報告することも求められる。情報取得・共有については P.8 2章(2)③情報取得・共有の表に記したとおり。

プログラム提供者としての資質の担保・維持のためには、以下のような取組をすることが望ましい。

① 定期的な研修への参加

加害者に対して適切な態度で接し、プログラムを進行するためファシリテーター、コ・ファシリテーターとなる者は加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項について研修を受ける必要がある。また、研修は1度参加すればよいというものではなく、プログラム実施者としての知識や経験を得るため、定期的に参加をすることが望ましい。

② 他実施団体との交流

加害者プログラムを実施している全国の実施団体と交流し、プログラム進行時の悩みや活動を通して得た学び等について意見・情報交換することにより、普段の活動の中では見えていなかったような新たな視点の獲得につながる。各地域において、実施団体の数は限られていることも多いと想定されるため、オンラインの活用もしながら他実施団体と交流することには意義があると考えられる。

4 DV 加害者プログラムの運営

(1) 加害者プログラムの内容

① 内容について

プログラムは「被害者の安全を確実なものにすること」「加害者が自身の加害責任を自覚すること」「加害者の認知・行動変容を起こすこと」を目的にした、脱暴力を目指すものである。加害者によってはプログラム参加動機に「パートナーとの関係改善」を据える者もいるが、これはあくまでプログラムがもたらす可能性のある結果であり、目的ではない。

また、プログラムの内容は実施団体ごとに様々であり、あるべき内容について現段階で結論付けることは難しい。脱暴力を目指すことを前提に置きながらも、その内容については一定の多様性を認め、加害者の特性・状況に応じたプログラムが提供できるようになることが望ましい。

② 回数について

体系的なプログラムの場合、1クール当たりの回数を定めることが多い。令和3年度試行実施では、13回～18回程度を1クールとしてプログラムが行われた。プログラム終了後も加害者の状況によっては次クールへの継続的な参加を促す場合もある。

(2) 受講条件

① 加害者本人が脱暴力に向けて認知・行動の変化を望んでおり、プログラム参加の意思を持っていること

現状、プログラム参加は加害者本人の意思に基づく。自身に暴力行為があることを認識し、認知・行動の変容を望む者がプログラム対象者となる。

② パートナー（被害者）が加害者のプログラム参加を認識していること

被害者支援の一環としてのプログラムであるため、原則パートナー（被害者）が加害者のプログラム参加を認識していることが望ましい。加害者からの申し出のみでプログラムを開始する場合、加害者が別居や離婚回避のためにプログラムを利用する可能性がある。ただし、すでに別居や離婚により元パートナーとの関係性が破綻しており、連絡が取れる関係性にならない場合には被害者の身に危険が及ぶリスクを慎重に検討した上で、例外を認めるべきである。

③ 被害者の安全を確認するために、パートナーコンタクト担当者から被害者に連絡が取れること

被害者が加害者と同居している場合にはプログラム実施期間中に万が一加害者の暴力が再発した際に被害者の安全を迅速に確認できるよう、実施団体のパートナーコンタクト担当者や配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援機関が被害者の連絡先を把握することを強く推奨する。仮に、加害者が「被害者が実施団体と連絡を取ることを望まない」と申告する場合であっても、それが事実とは限らないため、同居の場合には、可能な限り一度は連絡を取ることが望まれる。

被害者が加害者と別居しており、加害者と関わることを望まない場合には、被害者に連絡を取る必要はない。加害者から距離を置いている被害者の場合、加害者に関する些細な情報であってもフラッシュバックを起こす可能性がある。加害者、被害者の双方には、プログラムの目的は脱暴力の達成・維持にあること、その上でプログラムへの参加が必ずしも脱暴力の達成を保証するものではないことについて、プログラム開始前に説明をする必要がある。

④ 参加希望者にグループワークに参加できないような問題がないこと

プログラム参加希望者（加害者）に精神疾患、アルコール依存、薬物依存等があり、グループワークへの参加が難しいような状況の場合には、プログラム参加に先立ち医療機関等の受診を促す必要がある。その上で、専門家の助言を踏まえプログラム参加の可否を決定する。

加害者が精神科等の医療機関に通院している場合には、何か問題が生じた場合にはプログラム実施団体と主治医が加害者の状態等について連絡を取り合うことのできる関係性を持つておくことが望ましい。

(3) 加害者・被害者へのインテーク面談とプログラム説明

プログラム実施団体は、プログラム開始前に参加希望者のインテーク面談を行い、暴力の程度や種類、依存症の有無、被害者との同居・別居状況等を確認する必要がある。また、可能であれば参加者のパートナー（被害者）についても同様にインテーク面談とプログラムについての説明を行うことが望ましい。

(4) 参加費

現時点で適切なプログラム参加費用を定めることは難しいが、プログラム参加のモチベーション維持の観点からは、プログラム参加費用を無料とするのではなく、加害者本人が負担することが望ましいと考えられる。

生活困窮等による問題を抱えるリスクが高い低所得層にとって、高額なプログラム参加費の支払いは困難である可能性が高い。国や地方公共団体からの参加希望者に対する参加費補助制度を導入し、プログラムに参加しやすくすることが望ましい。また、所得に応じた参加費を設定することも考えられる。

(5) プログラム実施期間中の被害者支援

加害者プログラムの運営に当たり、実施団体は2章で示したような加害者対応・被害者支援の分離や緊急時の対応を遵守し、被害者の安全を守ることが求められる。

また、加害者の暴力行為等によりプログラム中断・中止があった場合には、実施団体のパートナーコンタクト担当者が被害者支援を担当する機関に状況についての引継ぎを行い、心理的なケアや必要に応じた緊急一時保護につなぐ等の援助を行う。

(6) プログラムの中断・中止

地方公共団体はプログラム中断・中止のルールを事前に定め、実施団体と認識を合わせることが望ましい。定めた中断・中止ルールはプログラム開始前に参加者（加害者）とパートナー（被害者）にも伝え、中断・中止基準について事前に理解してもらうようにする。

プログラム参加に当たり、参加者が実施団体と交わした誓約内容に違反した場合、またはルールに基づいた参加継続が不相当であると判断した場合には、中断・中止の判断をする。委託実施をしている場合には、中断・中止について地方公共団体との協議が必要となる。

＜中断・中止ルール（例）＞

1. プログラム参加者（加害者）について、警察通報があり被害者の安全にリスクが生じた場合、被害者の安全を脅かす身体的暴力等をふるった場合には、当該参加者のプログラム参加を中止とする。
 ＜以下は対応策＞
 - 警察通報、被害者の安全を脅かす身体的暴力等があったという事実をプログラム実施者・地方公共団体が検知できるよう、加害者本人・被害者に、「参加者（加害者）が被害者の安全を脅かす身体的暴力等をふるった場合、加害者は実施者に、被害者はパートナーコンタクト担当者に共有すること」を事前に伝える。
 - ◇ 可能な場合には、パートナーコンタクト担当者は、定期的に被害者に状況を確認する等、アウトリーチをするよう努める。
2. 被害者への暴言等、精神的な暴力があった場合には、被害者、参加者（加害者）がそれぞれのコンタクト担当者との面談を行って対策を整理し、被害者の安全が確保できる場合に限り再開する。
3. 地方公共団体が準備する緊急対応フローにしたがった対応がとられなかった場合には、当該参加者だけでなく、その地方公共団体の全ての参加者について一旦プログラム参加を見合わせる。
 （具体的には、暴力事案等が生じた際に、実施団体が事前に調整した対応フローを遵守せず、独自の対応をされ、事態が悪化してしまった場合等を想定）
 - 緊急対応フローが整い、被害者の当面の安全が確保される見通しが立ったら、プログラムを再開する。被害者の安全が確保されないと判断された場合には、暴力をふるった参加者（加害者）のプログラム参加を終止とする。（具体的には、実施団体が以後対応フローを遵守することを約束した場合等を想定）

（参考：中止ルール1～3のまとめ）

#	対象者	プログラム中止の誘因	プログラム再開の誘因	プログラム完全終止の誘因
1	特定の加害者	<ul style="list-style-type: none"> ・警察通報があり被害者の安全にリスクが生じた場合 ・加害者が被害者の安全を脅かす身体的暴力等をふるった場合 	被害者の当面の安全確保ができる見通しがついた場合、加害者が暴力の再発防止策を策定し、実現可能であると評価された場合	被害者の安全確保ができない場合
2		<ul style="list-style-type: none"> ・暴言等、被害者への精神的暴力があった場合 	被害者、加害者が各コンタクト担当者との面談を行って対策を整理し、被害者の安全が確保できる場合	被害者の安全確保ができない場合
3	プログラム実施団体	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体が事前に取り決めた緊急対応フローとは異なる対応をとった場合 	実施団体が以後対応フローを順守することを約束し、被害者の当面の安全確保ができる見通しがついた場合／緊急対応フローを実現可能な内容に改訂した場合	被害者の安全確保ができない場合

< 講座参加にあたっての誓約書（例） >

私は、（講座名）（以下「本講座」という。）に参加するに当たり、以下の事項を遵守することを誓います。

（暴力の防止）

1. パートナーに暴力を振るわない、又は暴力を振るうと言って脅さないこと。
2. 保護命令が発令されている場合は、それを遵守すること。
3. 暴力の危険が高いとスタッフが判断した場合には、スタッフがパートナーとコンタクトを取ることがあることに同意すること。

（講座の目的外利用の禁止）

4. 本講座の受講を、自らの力で自己変革する目的以外で利用しないこと。

（講座参加に関すること）

5. プログラムの目的・趣旨に賛同すること。
6. 講座に連続して出席すること。プログラムは全回出席することが原則であり、欠席する場合は前日までに（実施団体名）へ連絡すること。
7. 講座開始時刻までに会場に入室していること。遅れる場合は、講座開始前までに（実施団体名）へ電話で連絡すること。
8. 飲酒して参加しないこと。
9. 講座の進行役、（実施団体名）及び関係者、他の講座参加者に対して、暴言、暴行、脅迫、誹謗、中傷は絶対にしないこと。
10. 講座では、積極的に発言するとともに、他の講座参加者の話をよく聞くこと。
11. 講座外で他の講座参加者と連絡を取り合わないこと。

（講座参加費用に関すること）

12. 受講料はプログラム開始前に一括で支払い、途中で参加中止になった場合でも払い戻しは受けられないことに同意すること。
13. 補習を受ける場合の費用は、受講料とは別に支払うこと。

（講座の情報に関すること）

14. 受講期間中及び講座終了後、講座の中で知り得た他の講座参加者が話した暴力や家族等に関する情報及び実施団体スタッフに関する情報等を漏らさないこと。
15. 講座中に配布した書類を許可なく持ち出さないこと。
16. 講座中は、録音・録画等をしないこと。

（その他）

17. その他講座の進行に関する（実施団体名）の指示に従うこと

○年○月○日

（参加者の署名）

(7) 効果測定

プログラム前後で加害者・被害者の状況確認等を行うことは、プログラム自体の改善策を検討するために活用するだけでなく、プログラムの効果が発揮されやすい加害者の特性や中途離脱傾向が高い加害者の属性を検証したり、プログラムを継続受講すべきか等の支援方針検討をしたりするためにも有用である。効果測定時には、加害者の暴言・暴力・生活態度の変化や、被害者の気持ちの変化、子どもの様子等を確認することが考えられる。また、試行実施の効果測定に当たり、地方公共団体は可能な限り加害者・被害者をフォローアップするとともに、データをとって検証できるよう、プログラム実施団体と継続的な関係性を構築することが望ましい。

令和3年度

配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業

配偶者暴力加害者プログラム 試行のための留意事項

発行日：令和4年5月

編集・発行：内閣府 男女共同参画局